

特にスマホ!!

架空請求・不当請求の相談件数が再び増加しています!!

広島市消費生活センターに寄せられる相談の中で、最近、架空請求・不当請求に関するものが増えていきます。相談件数をみると、12月末時点で1,332件（暫定値）となっており、昨年同期に比べて40%以上もの増加を示しています。

その手口も様々ですが、特にスマートフォンに関連した架空請求・不当請求に関する相談が急増しています。よく寄せられる事例を紹介しますので、このような架空請求・不当請求にだまされないように注意しましょう!!

消費生活センターによく寄せられる相談事例

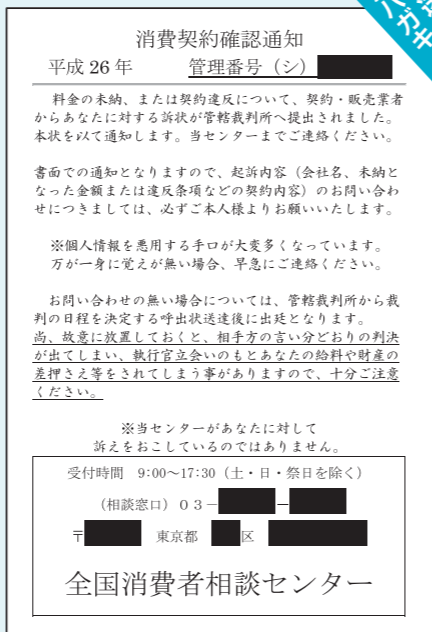
事例1 公的機関から裁判になるとハガキがきた!

公的な消費者相談窓口と思われるところから「消費契約確認通知」というハガキが届いた。『料金の未納があり販売業者から訴状が管轄裁判所へ提出された。このまま放置すると相手の言い分どおりの判決が出てしまうことになるので至急連絡をしてください』といった内容だ。

まったく身に覚えが無いが、連絡をしたほうがいいのだろうか?

アドバイス

- ハガキによる架空請求の相談が急増しています。何らかの名簿等を見て一方的に送りつけていると思われる。
- 「差し押さえをする」などと消費者を不安にさせ、連絡をさせて個人情報を不正に入手し、お金を脅し取る手口です。
- 悪質業者は消費者の連絡を待っています。絶対に連絡をしないようにしましょう!



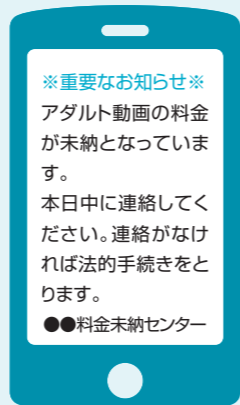
事例2 携帯電話にSMSで請求が! 業者に指示されコンビニに…!

スマートフォンに突然『アダルト動画の未納料金がある。今日中に支払わないと法的処置をとる』という内容のSMS*が届いた。身に覚えが無かったが、不安になり相手の問い合わせ先に連絡をしたら「今日中に29万円を支払え。さもないと裁判にする」と脅され、結局指示されたコンビニのインターネット専用プリペイドカード(以下「ネット用プリカ」)で全額支払ってしまった。

*SMS (ショートメッセージサービス) とは、電話番号を宛先にしてメッセージを送受信できるサービスのことで、メールアドレスがわからなくても数字を適当に組み合わせることでメッセージを送ることができます。

アドバイス

- SMSを悪用した架空請求も増加しています。これは、こちらの電話番号を知って送っているわけではなく、相手は数字をでたらめに組み合わせることで送りつけていると思われる。
- 事例1と同様に、連絡をすると個人情報が伝わり支払いを強要されるので連絡をしてはいけません!
- 特に、電話で指示されてコンビニで支払うネット用プリカ(電子マネー)による被害が急増しています! こうしたケースでは、お金を取り戻すのは非常に困難になります。



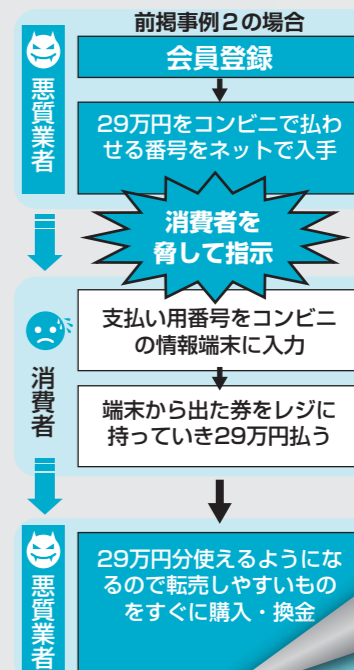
電子マネーをうばう! ネット用プリカ悪用の手口

ネット用プリカとは、カードそのものが無くてもカード番号だけで利用することができる前払い式の電子マネーのことです。ネットで会員登録時に付与された番号を用いて、コンビニの情報端末で購入手続きをし、レジでお金を支払うことで支払った金額分の買い物ができるようになります。カードの種類にもよりますが、審査はないため誰でもカードを利用することが可能です。また、住所等の入力や本人確認は不要なので、第三者にギフトとして渡すような使い方もできます。

このように、ネット用プリカはいつでも誰でも使うことができる大変便利なものですが、悪質業者はその利便性と匿名性の高さを逆手に取ったものと考えられます。悪質業者は、消費者に指示して特定の番号に支払いをさせるだけで振込口座や住所などを知られることなくお金を得ることができるのです。

トラブルに遭わないために…

自分のプリペイドカードの番号を業者に伝えたり、指示された番号に入金(チャージ)するのは絶対にやめましょう!!



事例3 ワンクリック請求! ネットで見つけた相談センター、行政の窓口と思ったら…?

アダルトサイトを見ていたら突然「登録完了」の画面になった。画面には『誤って登録された方は24時間以内にこちらに連絡してください』と書かれていた。すぐに電話をかけると「お金を支払わないと退会できない。今日中に99,000円支払うように」と言われた。困ってしまいネットで検索すると【ワンクリック詐欺解決】と書かれた相談センターを見つけたので、すぐに連絡をした。その相談センターの人から「あなたの個人情報はそのサイトにすべて知られてしまっている。当社で請求を止めるので50,000円払ってください」と言われた。行政の相談窓口だと思っていたのに料金を請求されて驚き、よく見てみると調査業者のサイトだった。

アドバイス

- 突然登録になっても落ち着いて対処しましょう。消費者に申し込む意思がないのに一方的に登録された場合、契約が有効に成立しているとは言えません。
- IPアドレス等からは、氏名・住所などの個人情報は分かりません。連絡をすることによって自ら連絡先を伝えてしまう事になりますので、絶対に連絡はしないようにしましょう。
- インターネットの検索結果には広告が先に表示されます。そこに掲載された公的機関の名称に似せた民間事業者の窓口で相談すると、新たな契約トラブルになることもあるので注意してください。自治体など公的機関のホームページに記載されている相談窓口で相談しましょう。なお、消費者の代理人となり相手事業者と交渉できるのは弁護士などの有資格者に限られます。事例のような調査業者や行政書士などが本人に代わってサイト業者と交渉することはできません。

